

障精発0428第1号
平成28年4月28日

各〔都道府県
指定都市〕障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課長
（公印省略）

犯罪被害者等のPTSD治療に係る自立支援医療（精神通院医療）の
利用について（周知依頼）

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づく犯罪被害者等基本計画については、犯罪被害者等の権利利益の保護がより一層図られる社会を目指し、今般、平成28年4月1日から平成32年度末までを計画期間とする第3次犯罪被害者等基本計画が策定されたところである。

この第3次犯罪被害者等基本計画においては、重点課題の1つとして、犯罪被害者等の精神的・身体的被害に対し、これを回復・軽減し、又は防止するための取組が求められており、その具体的施策として「PTSD治療に係る自立支援医療制度の利用の周知」が新たに追加されている。

犯罪被害による代表的な精神疾患であるPTSDについて、通院による治療を継続的に必要とする場合は、自立支援医療（精神通院医療）制度の利用により、治療にかかる医療費の負担軽減が可能であるため、犯罪被害者等が適切に自立支援医療（精神通院医療）制度を利用できるよう、貴都道府県・指定都市の犯罪被害者等施策の担当部局等と連携の上、PTSD治療（保険診療に限る。）が自立支援医療（精神通院医療）の対象となることについて、広報等を通じた周知を行われたい。

<参考>

○第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月）（抜粋）

V 重点課題に係る具体的施策

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）

(4) PTSD治療に係る自立支援医療制度の利用の周知

厚生労働省において、PTSD治療（保険診療に限る。）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく自立支援医療（精神通院医療）の対象となることについて、自立支援医療制度の実施主体である都道府県等に対し改めて周知し、啓発を行う。